

学術情報総合センターメディア教材作成機器貸出指針

平成22年4月1日

この指針は大阪市立大学（以下「本学」という。）学術情報総合センター（以下「センター」という。）所有の機器を含む備品の管理を適正に行うことを目的として定める。

（利用目的）

- 1 機器備品は、本学における教育、研究、その他必要な業務活動の利用に資する事を目的とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、貸出は行わない。
 - （1）教育上支障があると認められた場合。
 - （2）研究上支障が認められた場合。
 - （3）管理上支障が認められた場合。
 - （4）営利を目的とする場合。
 - （5）その他貸出が不相当と認められた場合。

（利用資格）

- 2 利用できる者は、次の各号に掲げるものとする。
 - （1）大阪市立大学に所属する専任教職員。
 - （2）その他、学術情報総合センター所長が認めた者。

（貸出物品）

- 3 センター所有の機器備品のうち、別表1に定める物を貸し出しできるものとする。

（方法）

- 4 原則として、貸出を受けようとする者（以下「利用者」という。）は、利用申込書を提出するものとする。
 - （1）利用者がセンター運営課庶務担当事務室にて貸出、返却手続きを行うものとする。
 - （2）申込者が多数の場合は、センターにおいて調整するものとする。
 - （3）貸出・返却受付は平日の午前9時から午後5時15分とする。

（貸出期間）

- 5 貸出期間は、原則として、貸出日を含めて最長7泊8日とする。ただし、利用中に別機器備品を借りる場合、その返却期限については先に借りた機器備品の返却期限に準ずる。

（破損紛失）

- 6 利用者の不注意による破損、又は紛失したときは、速やかにその旨をセンター運営課庶務担当事務室に報告しなければならない。
- 7 利用者の不注意による破損、又は紛失の場合は、利用者において弁済するものとする。

（転貸）

- 8 利用者における転貸を禁ずる。ただし講義、学会等において借用責任者が複数の備品を借用し、利用目的の範囲で借用責任者の管理のもと共同利用した場合は転貸とはみなさない。

別表 1

品 目	メーカー	型 番
HD対応ビデオカメラ	パナソニック株式会社	AG-HMC45
三脚	ベルボン株式会社	C-500
ワイヤレスマイクセット	ソニー株式会社	ECM-AW3
ダイナミックマイクロホン	SHURE	SM63L
XLRマイクロホンアダプター	パナソニック株式会社	AG-MYA30G
ヘッドホン	パナソニック株式会社	RP-HT510
DSDレコーダー	株式会社コルグ	MR-2
ノートパソコン	富士通株式会社	FMV-A6290
ノートパソコン	株式会社東芝	Dynabook SatelliteL20